

「雇用調整助成金等」・「休業支援金等」のご案内

職業安定行政の業務運営につきまして、日ごろ格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主の方の雇用維持の取組みに対し『雇用調整助成金等』の特例措置の実施による支援を行ってまいりましたが、今般、4月で終了予定であった特例措置（助成率・上限額）について一部縮小されたものの5月・6月も継続して活用が可能となったところです。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として宮城県仙台市が指定され、知事の要請等により営業時間の短縮等に協力する飲食店等には更なる特例措置等を講じております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち休業手当の支払いを受けることができなかった方は、『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』を直接国に申請することができます。支給対象期間についても4月末までだったものが、5月・6月も対象とする予定となっています。

つきましては、『雇用調整助成金等』及び『休業支援金等』について労働者の雇用維持と生活補償のため、事業主及び休業手当を受け取れない労働者に対し広く周知・情報提供くださいますようよろしくお願いします。

各 位

令和3年4月12日

宮城労働局 職業安定部長

『雇用調整助成金』

ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

問い合わせ先

宮城労働局 職業安定部 職業対策課

電話 022（299）8063 ※土日祝日休み

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』

ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120（221）276

※月～金 8：30～20：00 土日祝日 8：30～17：15

5月・6月の雇用調整助成金等・休業支援金等

別紙

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

	～4月末	5月・6月
原則的な措置 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
地域特例 (※1)	—	4/5(10/10) 15,000円
業況特例(※2) 【全国】	—	4/5(10/10) 15,000円
原則的な措置 【全国】	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
地域特例 (※1)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
業況特例(※2) 【全国】	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

(※1)～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(大企業のみ)
 5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿つた要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主
 (まん延防止等重点措置実施地域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用。)

(※2) 生産指標が最近3か月の月平均で前(々)年同期比30%以上減少の全国の事業主

休業支援金等

※金額は1日当たりの上限額です。

	～4月末	5月・6月
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
中小企業	原則的な措置 【全国】	地域特例(※4) —
大企業(※3)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円

(※3) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。
 (※4) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。
 なお、上限額については月単位での適用とする。
 (例) 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
 →5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

～厚生労働省からのお知らせ～

コロナの影響で勤務時間が減りお困りの労働者の方は 休業支援金を申請できます

- ◆ コロナの影響により休業（時短勤務、シフト削減を含みます）させられた労働者の方で、事業主から休業手当の支払いを受けることができなかつた方に、国から支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金」）があります。

（中小企業については令和2年4月以降の休業、大企業については令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県はその要請の開始以降）及び令和2年4～6月の休業が対象です。）

- ◆ 要件に該当すると思う場合には、遠慮なく申請してください。

・労働保険に加入していないなくても申請は可能です。労働局から事業主に対して労働保険成立手続きについて働きかけます。

- ◆ 休業支援金の支給を申請する際、事業主の協力を得て書類を作成すれば、審査が早く進みますので、事業主に相談してください。

・事業主に協力いただくことは、休業の事実について確認するための書類の作成などで、金銭的な負担はありません。
・事業主が不安を感じている場合は、「事業主の皆様へ～厚生労働省からのお願い～休業支援金・給付金の申請にご協力ください」（HPに掲載しています）を提示するなど、ご活用ください。

- ◆ 事業主に協力してもらえない場合でも、そのことを書類に書けば申請できます。

- ◆ 休業支援金制度の趣旨を踏まえると、一般的に従業員が休業支援金の支給申請やその相談をしたことのみを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更等を行うことは不適切であり、労働契約法に照らして無効となる場合等があります。また、業務上の合理性なく仕事を与えないことなどは、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合があります。休業支援金の申請に関連して職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナー（※）にご相談ください。

※ 全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇止め、配置転換、休業手当の未払い、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

- ◆ 休業支援金の申請には期限があります。早めに申請しましょう。

・詳しい要件や申請方法などは、厚生労働省HPへ
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

・お電話でのお問い合わせはコールセンターへ
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120 (221) 276 ※月～金 8:30～20:00 (土日・祝日 8:30～17:15)

事業主の皆様へ ~厚生労働省からのお願い~

休業支援金・給付金の申請にご協力ください

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により従業員を休業（シフト制で働く従業員の勤務時間や勤務日を削減した場合を含みます）させた場合、休業手当の支払いには、雇用調整助成金を活用できますので、これをご活用いただき、雇用の維持に努めていただくようお願いします。
- ◆ 一方、休業手当の支払いが困難な場合には、従業員の方が直接申請でき、国から支給する「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金」）があります。従業員への周知や申請に協力いただくようお願いします。
(中小企業については令和2年4月以降の休業、大企業については令和3年1月8日以降(令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県はその要請の開始以降)及び令和2年4～6月の休業が対象です。)
- ◆ 申請にあたり事業主に協力いただくことは、休業の事実について確認するための書類の作成などで、金銭的な負担はありません。
※ この確認書類は、休業支援金の支給要件を確認するためのものであり、労働基準法第26条の休業手当の支払義務について判断するためのものではありません。
- ◆ 休業支援金制度の趣旨を踏まえると、一般的に従業員が休業支援金の支給申請やその相談をしたことのみを理由として、解雇や雇止め、労働条件の不利益変更等を行うことは不適切であり、労働契約法に照らして無効となる場合等があります。また、業務上の合理性なく仕事を与えないことなどは、職場におけるパワーハラスマントに該当する場合があります。
- ◆ 休業支援金の申請には期限があります。該当する方へは早めに周知いただくようお願いします。

・詳しくは、厚生労働省HPへ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

・お電話でのお問い合わせはコールセンターへ

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120 (221) 276 ※月～金 8:30～20:00

(土日・祝日 8:30～17:15)